

国立公文書館等における利用等規則の一部改正案について

内閣府大臣官房公文書管理課

国立公文書館等において特定歴史公文書等の紛失・誤廃棄や目録の重大な誤りが判明した場合は、内閣総理大臣に報告すること等の指針を明確にするため、令和3年4月14日付けで、「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）の改正を行った（4月19日から施行）。

同ガイドラインの改正を受け、各国立公文書館等（16館）より、公文書管理法27条3項に基づき、利用等規則の改正について内閣総理大臣に協議があったことから、同法29条2項に基づき、公文書管理委員会に諮問するもの。

各国立公文書館等から協議のあった利用等規則改正案の主な内容は、以下のとおり。

- （1）特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが判明した場合、その旨を内閣総理大臣に報告し、被害拡大防止の必要な措置等を講じた上、この措置についても内閣総理大臣へ報告し、公表することを定めるもの（全16館）
- （2）特定歴史公文書等の紛失又は誤廃棄が明らかとなった場合は、当該特定歴史公文書等の移管元機関又は寄贈・寄託者に対し、その旨を通知することとするもの（1館：国立公文書館）

なお、内閣総理大臣の同意後は、各国立公文書館等において速やかに利用等規則の改正を行うこととしている。（令和3年8月6日までに、全館において改正利用等規則に基づく運営が開始される予定）